

## 第1回柳泉園組合・東村山市加入協議会会議録

1 開催日時 令和7年10月2日（木） 午後6時5分から午後6時27分まで

2 開催場所 柳泉園組合管理棟3階見学者説明室

### 3 会議次第

（1）柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について

ア 職務代理の指名

イ 会議の公開について

ウ 本協議会について

エ 本協議会幹事会の設置

（2）柳泉園組合・東村山市加入協議会における協議項目について

（3）加入協議に係る費用負担について

（4）その他

4 出席者 会長 富田 竜馬（柳泉園組合管理者、東久留米市長）

委員 澁谷 桂司（清瀬市長）

委員 池澤 隆史（西東京市長）

委員 渡部 尚（東村山市長）

### 《事務局》

西村 幸高（事務局長事務取扱助役）

米持 譲（総務課長）

上里 直樹（総務課庶務文書係長）

松本 賢一（総務課庶務文書係主査）

### 5 会議内容

【1 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について ア 職務代理の指名】

会 長 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第5条の規定による職務代理の指名。池澤委員を職務代理として指名する。

【2 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について イ 会議の公開について】

事務局 柳泉園組合・東村山市加入協議会（以下「本協議会」という。）は、東村山市の加入についての具体的な協議となり、協議内容が市民生活に直結する重要な場となるため、会議の傍聴を認めることにより、各市の立場から率直な意見交換等に支障をきたす恐れがあるため、会議の傍聴は認めないこととしたい。

なお、要点筆記での会議録及び会議資料は、柳泉園組合情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除き、柳泉園組合のホームページにて公表したい。

会 長 事務局の説明のとおりとすることに異議はあるか。  
一 同 異議なし。  
会 長 異議なしと認め、事務局の説明どおりの対応とする。

【3 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について ウ 本協議会について】

事務局 資料に沿って説明を行った。(資料1ページから3ページ参照)

本協議会では、柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第2条に規定した事項を検討及び協議をしていただく。

委員 東村山市からの申入れを受けていただき、本協議会を設置していただいたことに、15万2千市民を代表して心より厚く御礼申し上げます。

令和7年4月21日に、柳泉園組合への東村山市加入について、協議の場を設けていただけるよう申入れを行った。

この度、正式に協議の場を設けていただき、この場を借りて改めて申入れに込めた東村山市の希望を直接述べさせていただく。

東村山市としては、柳泉園組合に加入させていただき、柳泉園組合の既存ごみ焼却施設にて、燃やせるごみの処理をお願いしたく、併せて、令和9年度から想定されている施設整備基本計画の検討へ、東村山市も参加させていただき、将来的には、柳泉園組合新清掃施設において、柳泉園組合が処理されると思われる燃やせるごみ及び燃やせるごみ以外についても処理をお願いしたい。

東村山市の希望を汲み取っていただき、皆さまのご理解とご協力のもと、今後の協議を進めていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

会 長 只今、燃やせるごみ以外についても言及があった。関係市及び柳泉園組合は、令和7年東村山市議会6月定例会の東村山市長の所信表明において、その考えを示されていたことから、将来に向けた意向は承知していた。

燃やせるごみ以外について、本日正式に話を受け、柳泉園組合の新清掃施設においての燃やせるごみ以外も承り、柳泉園組合議会への報告及び周辺自治会への説明と了承をいただくことを大前提とし、本協議会の中で協議してまいりたいが、よろしいか。

一 同 異議なし。

会 長 異議なしと認め、適切に進めていくよう事務局に願う。

【4 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について エ 本協議会幹事会の設置】

会 長 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第6条の規定による幹事会を設置。

同条第3項の規定により、座長には柳泉園組合の西村助役を指名する。

【5 柳泉園組合・東村山市加入協議会における協議項目について】

事務局 資料に沿って説明を行った。(資料4ページから7ページ参照)

「燃やせるごみ以外」は、柳泉園組合議会への報告及び周辺自治会の了承の後、協議項目の柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項の(1)新施設整備事業

との調整の中に含めて協議していただきたい。

費用負担が発生する内容は、覚書等を取り交わしながら進めていきたい。

会 長 事務局の説明のとおりとすることに異議はあるか。

一 同 異議なし。

会 長 異議なしと認め、事務局の説明どおりの対応とする。詳細な協議は、幹事会にて各市副市長を中心に十分に調査、検討を行うこと。

燃やせるごみ以外については、柳泉園組合議会への報告及び周辺自治会の理解の後に適切に進めること。

#### 【6 加入協議に係る費用負担について】

事 務 局 資料に沿って説明を行った。(資料 8 ページ参照)

加入協議により生じることが見込まれる費用は、東村山市に負担を求める方針である。理由は、東村山市からの申入れにより発生する費用であり、組合運営上、想定していない費用であるためである。

なお、費用負担は、令和 8 年度の実施を予定し、本日は加入協議に係る費用負担の概要説明とする。費用負担の決定は、幹事会にて詳細を協議し、協議会に諮り決定していくこととしたい。

会 長 加入協議に係る費用負担については、事務局の説明のとおりとすることに異議はあるか。

一 同 異議なし。

会 長 異議なしと認め、事務局の説明どおりの対応とする。

#### 【7 その他】

特になし。